

UNHCR 執行委員会
結論 第 101 号 (LV) – 2004 年 –
2004 年 10 月 4 日

難民の自主帰還の文脈における法的安全の問題に関する結論

執行委員会は、

自主帰還に関する結論第 18 号 (XXXI) および結論第 40 号 (XXXVI)、ならびに、結論第 74 号 (XLV) の(y)、(z)および(aa)を想起し、

結論第 96 号を想起し、かつ、本結論は国際保護の必要がないと認定された者には適用されないことに留意し、

世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、子どもの権利に関する条約および女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が自主帰還に関連するものであることに留意し、

難民の国際保護に関する世界協議 (Global Consultations on International Protection) の第 3 部会 (実務レベル) の流れで行われた自主帰還に関する有益な議論¹について謝意を表明するとともに、これらの議論の成果である「難民保護への課題」の目標 5 (目的 2 および 3) に従って自主帰還にまつわる条件の改善に向けて活動することおよび自主帰還を持続可能なものとするための協力を強化することが重要であることに同意し、

自主帰還、庇護国社会への統合および第三国定住が難民にとっての伝統的解決策であること、および、そのいずれもが依然として難民発生事態に対する実行可能かつ重要な対応であることを再確認するとともに、大多数の難民発生事態では、自主帰還が実行可能である時はそれこそが依然として望ましい解決策であることをあらためて指摘し、かつ、各難民発生事態に特有の事情を考慮に入れながら複数の解決策を組み合わせることが永続的解決の達成に役立ち得ることに留意し、

難民の帰還は、難民が、特に出身国の状況に関する完全、正確かつ客観的な情報を入手できることを通じて、自由なかつ十分な情報に基づく選択を行う自主的な性格のものであることを再確認するとともに、自主帰還は安全および尊厳が確保された条件の下で進められなければならない、かつ帰還先においても同様の条件が整っていないなければならないことを強調し、

自主帰還の文脈において、難民の自主的かつ安全な帰還を助長する条件を作り出し、かつ出身国当局による保護の回復を確保するための確固たる努力が出身国で行われることの

重要性を認識し、

大規模な自主帰還の複雑性、および、本結論に示された指針に従おうとする中で出身国が直面する可能性のある困難を認識し、

信頼を構築し、帰還の決心を容易にし、かつ持続可能な再統合を確保するための手段として、法的または行政的性質の問題に出身国が対処することの有用性に留意し、

法律上または行政上の問題の中には時間をかけて対処するしかないものもあることを強調するとともに、自主帰還は、本結論で扱われている法律上および行政上の問題のすべて解決済みでない場合でも行われ得るものであり、かつ実際に行われていることを認識し、

適当な場合に、庇護国または出身国としての国と UNHCR が、自主帰還の努力を容易にするための三者間協定を締結し、自主帰還の中核的な要素および方式、関係主体それぞれの役割および責任ならびに難民の帰還に関わる国の義務について定めることの有用性を認識するとともに、一方で、一定の状況下では、そのような協定が締結されていなくとも自主帰還が行われる場合があることにも留意し、

また、難民の自然発生的な自主帰還も重要であること、および、組織的な自主帰還を促進するための行動が難民の自然発生的な自主帰還に障害を生じさせるべきではないことも認識し、

信頼構築のための手段として、また帰還する難民の法的保護を実際に促進するための支援策として、可能な時は常に、帰還する難民の適切な法的保護に関する規定を和平協定に編入することが望ましいことに留意し、

難民帰還プロセスのあらゆる側面において年齢およびジェンダーに配慮したアプローチを促進することの重要性を認知するとともに、この点について、UNHCR に対し、帰還および再統合のためのプログラムにおいてかかる要素を考慮するための適切な基準および指標を策定するよう奨励し、

自主帰還が持続可能なものとなることを確保するため、出身国、受入国、UNHCR その他の国際機関および国際社会の間の協力を強化する必要があることを強調し、

紛争後状況における和解が重要な課題であること、および、必要な時は移行期において正義を確保するためのメカニズムを通じて、かつコミュニティの関与を得て当初からこの課題に対処することが、自主帰還および持続可能な再統合に資する条件作りに寄与する可能性があることに留意し、

(a) 出身国に対し、必要かつ適当な時は UNHCR、他の国々および他の関係主体と協力し

ながら、安全および尊厳が守られる中での自主帰還を阻害する可能性が高い法律上および行政上の問題に、特に以下の実体パラグラフに掲げられた指針を考慮することによって早い段階で対処するよう、勧奨する。

- (b) 難民は自国に戻る権利を有していること、および、国は自国民を再び受け入れる義務を有しており、かつかかる帰還を容易にするべきであることを再確認し、各国に対し、かかる帰還を容易にするために必要な旅行証明書を発給しなければならない時はそうするよう促し、通過国に対し、帰還を容易にすることを援助するよう求めるとともに、難民が、身元確認のため、関連する入国地点で出身国当局による簡単な事情聴取を受けるよう求められる場合があることにも留意する。
- (c) 難民が自国に戻る権利を行使するにあたっては、国際人権法で認められた制限のみに服することを条件として²、原則として出身地または自ら選択する居住地に戻ることが認められるべきであることを認識するとともに、この文脈において、帰還する難民が国内避難民となる可能性を緩和しようとする努力が重要であることに留意する。
- (d) 自主帰還の文脈においては、庇護国には難民を脅迫およびいやがらせ（出身国の状況に関する情報に難民がアクセスすることを妨げるおそれがあり、または帰還の権利に関して難民が自由意思を行使することを妨げるおそれがあるいかなる集団または個人による脅迫およびいやがらせも含む）から保護する責任があることを強調する。
- (e) 自主帰還は、難民の帰還する権利の行使を妨げないため、出身国における政治的解決の達成が必ずしも条件とされるわけではないことを再確認するとともに、自主帰還および再統合のプロセスは、通常は出身国における諸条件を指針として進められるものであることを認識する。
- (f) 出身国に対し、帰還する難民が、出国したことを理由に、またはその難民としての地位もしくは政治的意見、人種、民族、宗教もしくは特定の社会的集団の構成員であることを理由として、迫害、差別または身柄拘束のおそれに直面しないことを確保するよう、強く促す。
- (g) 自主帰還を奨励する上で恩赦が有用であることを認識するとともに、出身国が、恩赦を宣言することにより、帰還する難民に対し、出身国を離れたことまたは出身国外に在留していたことを理由とする訴追からの免責を与えるよう勧告する。ただし、帰還する難民が、特に、国外避難の前または最中に行われた国際人道法の重大な違反、またはジェノサイドもしくは人道に対する罪、または重大な人権侵害である犯罪、もしくは死亡もしくは深刻な身体的危害をともなう重大な一般犯罪について罪を問われている場合には、このような難民にまで恩赦が与えられるべきではないこともさらに認識する。

- (h) 原則として、帰還するすべての難民に対し、国外避難の前または最中に不法な、差別的なまたは恣意的な方法で奪われたいかなる住居、土地または財産についても、回復または補償のための措置を受ける権利が認められるべきであることを認識する。そのため、難民の財産を二次的に占有している者の状況も考慮に入れた、公正かつ実効的な原状回復のための機構を設けなければならない可能性があることに留意するとともに、財産の回復が不可能な時は、帰還する難民に対し、出身国による正当かつ十分な補償が行われるべきであることにも留意する。
- (i) 原状回復および補償のためのいかなる枠組みにおいても、帰還する難民女性の状況が考慮されることを確保するのが望ましいことを強調する。このことは、女性（特に世帯主である女性）が相続法に従って財産権の保全を妨げられる場合、または相続手続きのために女性が合理的な期間内に財産を回復できない場合にとりわけ当てはまる。
- (j) 出身国に対し、帰還する難民のうち住居を持たない者が、適宜、地域の水準に相応する土地および／または十分な住居にアクセスできるようにするよう奨励する。
- (k) 国籍を確保することの重要性に留意し、かつ、出身国に対し、帰還する難民が国籍を認められないことがないようにすること、および、そうすることによって無国籍が回避されることを確保するよう促すとともに、この文脈において、無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論第 78 号（XLVI）を想起する。
- (l) また、自己の民事上の地位を証明する書類を有しておらず、または庇護国当局から発給された身分証明書類の承認を得るに際して困難に直面する場合がある帰還難民女性の特別な状況を考慮に入れながら、帰還する難民の民事上の地位およびその変更（出生、死亡、養子縁組、婚姻および離婚の結果によるものを含む）、ならびに、庇護国または他の国の有権的当局が発給した、当該地位の証明書類または登録書類の承認について国内法で定めることの重要性にも留意する。
- (m) 出身国および常居所地国に対し、国民ではないものの自国に常居所を有していた難民（自国でかつて無国籍であった者を含む）を再び受け入れるよう求める。
- (n) 自主帰還の最中および自主帰還後における家族統合の重要性を強調するとともに、各国に対し、必要な時は、国籍を異にする配偶者および家族構成員が家族として一緒にいられるように援助することを求める。
- (o) 帰還する難民が自立のためのスキルを有していることの重要性に留意するとともに、この文脈において、出身国に対し、帰還する難民が国外滞在中に取得した一般教育上、専門職養成上および職業訓練上の履修証明書、資格証明書および学位の同等性を承認する手続きが存在する場合、帰還する難民が当該手続きに差別なくアクセスできることを確保するよう求め、かつ、出身国に対し、帰還する難民が国外で受けた初等教育

および中等教育の同等性を承認するよう奨励する。

- (p) 帰還する難民に対し、帰還および最初の再統合のプロセス全体を通じて十分な保護、援助およびケアが提供されることを確保するため、難民のコミュニティと協議しながら、帰還する難民——女性、子ども、高齢者、および、配慮すべき特別な問題を有する他の者を含む——が有する特有のニーズへの対処についての検討を勧告するとともに、この文脈において、保護・養育者のいない子どもまたは主たる保護・養育者と離別した子どもが、家族構成員の追跡調査がうまくいく前に、または受入れおよびケアのための具体的かつ十分な体制が出身国において整わないままに送還されないことを確保するため、特段の注意が払われなければならないことを強調する。
- (q) 特に国際基準に従った帰還難民の適正な処遇（難民が帰還する根拠となった恩赦、保障および保証の履行に関わるものを含む）を監視できるようにするため、UNHCR は、委任されたその責任に従い、必要に応じて、帰還する難民に自由にかつ妨げられることなくアクセスできなければならないことをあらためて指摘する。
- (r) 出身国、受入国および UNHCR に対し、他の関係者と協力しながら、出身国への自主帰還および出身国における再統合の前に、完全、客観的かつ正確な情報（身体の安全、物資面での安全および法律上の安全に関わる問題に関する情報を含む）を難民に提供するよう奨励する。
- (s) UNHCR に対し、出身国に存在する、帰還を妨げる法律上、行政上その他の障壁を取り除くこと、および、その際、より一般的に法の支配の促進ならびに人権および基本的自由の尊重の促進に寄与することを目的として、他の国際連合機関、国際機関および非政府組織（特に法の支配、開発および平和維持ならびに平和構築に関する任務および専門性を有するもの）と連携するよう奨励する。
- (t) 国際社会一般に対し、出身国、特に紛争から脱しつつある国が、自国の市民およびかつて自国に常居所を有していた者（帰還する難民を含む）に対する国家当局による保護を復活させることを援助するために、十分かつ持続的な支援を動員するよう奨励する。

¹ EC/GC/02/5（2002年4月25日）。

² 市民的及び政治的権利に関する国際規約第12条(3)参照。